



2016年度外国人集住都市会議 とよはし

外国人集住都市会議事務局（愛知県豊橋市市民協創部多文化共生・国際課）

多様性を活かしたまちづくり・外国人住民が活躍する社会を目指して

南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体等が集まり、その課題解決に向けて取り組みを進めてきた本会議ですが、外国人住民の定住化の進展やアジア諸国の外国人住民の増加などの社会情勢の変化を踏まえ、現在では、こうした外国人住民が持つ多様性をいかに都市の活力としていくかということを取り組みを進めています。

本テーマにより2017年1月31日に、愛知県豊橋市で開催した「2016年度外国人集住都市会議 とよはし」では、約400人という多くの方々にご参加いただきました。

当日は、外国人児童生徒への日本語教育についての基調講演と、ブラジル人や近年全国的にも増加傾向にあるフィリピン人のコミュニティによるアトラクション、またセッション1「外国人住民の日本語能力の獲得について」、セッション2「外国人住民が活躍する社会について」の2つのセッションにより会員都市と関係省庁との間で議論を行いました。



フィリピン人コミュニティによるアトラクション

セッション1 「外国人住民の日本語能力の獲得について」

セッション1では、大人と子どもへの日本語教育について議論が行われました。

大人の面からは、就労のための日本語学習の制度化を、より実効性のあるものとするため、その日本語学習を企業が実施することについて、国からの支援の必要性

を訴えました。

また、定住・永住化が進展するなか、日本語能力がまだまだ十分でない外国人住民が多く存在する実態を踏まえ、日本語教育の一層の推進や在留資格認定の要件として「日本語能力」を新たに加えることなどの提案を行いました。

子どもの面からは、「定住外国人の子供の就学促進事業」をはじめとする日本語学習支援の一層の充実と、小中学校で日本語指導が必要な児童生徒に対して行われる「特別の教育課程」の実施に必要な指導者の安定的・計画的な配置や教員の基礎定数化、これらのための財政面でのサポートなど、国の支援の必要性について意見が出されました。

特に、子どもの教育については、これからの日本を支える貴重な人材であるという認識のもと、こうした問題を一部地域の問題と捉えることなく、国策による十分な日本語教育を提供することの重要性が議論されました。



セッション1の様子

セッション2 「外国人住民が活躍する社会について」

国による外国人材の受け入れが拡大するなか、国が責任を持って多文化共生施策を一元的に管理し、社会統合政策を進められるよう、新たな組織として外国人庁を設置することの提案から始まり、彼らが地域の一員として

	コーディネーター	会員都市	府省庁	事例発表
セッション 1	文化静岡芸術大学 副学長 池上重弘	飯田市、菊川市、 豊田市、小牧市、 甲賀市	文部科学省 文化庁 厚生労働省	NPO 法人共に歩む会 NPO 法人ABT 豊橋ブラジル協会
セッション 2		上田市、浜松市、 豊橋市	内閣府 総務省 文化庁 厚生労働省	

※会議当日の報告書は、外国人集住都市会議のホームページに掲載しています。http://www.shujutoshi.jp/

多様性を生かしながら活躍できる仕組みづくりの必要性について意見が出されました。

また、外国人青年の就労を促進するために必要な取り組みを進めることや、外国人住民を、これまでのように期間を限定した一過性のものとして見るのではなく、帰国を希望していた外国人住民についても結果として地域への定住が進んでいる実態を踏まえ、国としてしっかりとした外国人受け入れの枠組みを作ることに提案を行いました。

また、このように定住が進むなか、外国人住民も日本人同様に、地域の様々な場面で活躍している現状を事例として広く周知・発信していくことで、国籍・文化・習慣の異なる住民が共に生き、暮らしていくため「多文化共生」の理念を一層浸透させ、外国人だから、日本人だからという枠を取り払っていくことの重要性を訴えました。



セッション2の様子

「豊橋宣言」

現在、わが国に在留する外国人は230万人を超え過去最高となっており、特に、日本で働く外国人が増加しています。少子高齢化が進み人口減少局面に入るなか、労働力の確保は人口集中地域においても過疎の地域にあっても共通の課題となってきました。

昨年6月に政府が閣議決定した「日本再興戦略2016」において、「外国人材の活用」が位置づけられ、高度人材の受け入れ等とともに、その受け入れの在り方についても、総合的かつ具体的な議論を進めるとされました。一方で、11月には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」および「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布され、これにより、今後技能実習制度に介護職が追加、また新たに「介護」が在留資格として認定されるなど、高度人材の受け入れをはじめとする外国人材の受け入れの政策は一段とその幅を広げています。

このように外国人材の受け入れが一層拡大するなか、国において多文化共生に係る外国人政策を、責任を持って総合的に実施するための組織として、これまででも本会議が繰り返し求めてきた外国人庁の設置を改めて求めました。

また、今回の会議での議論の成果を踏まえ、外国人住民の多様性を都市の資産として、私たちの地域社会を魅力や活力あるものにしていくこと、そして、外国人を含めた全ての住民が安心して暮らせ、互いに尊重し活躍できる多文化共生社会の実現に向けて取り組みを進めていくことを宣言しました。



豊橋宣言の発表